

子育てのための施設等利用給付認定のご案内

(新2号・新3号認定用)



猪名川町生活部こども課 子育て支援担当

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

TEL : 072-767-7477

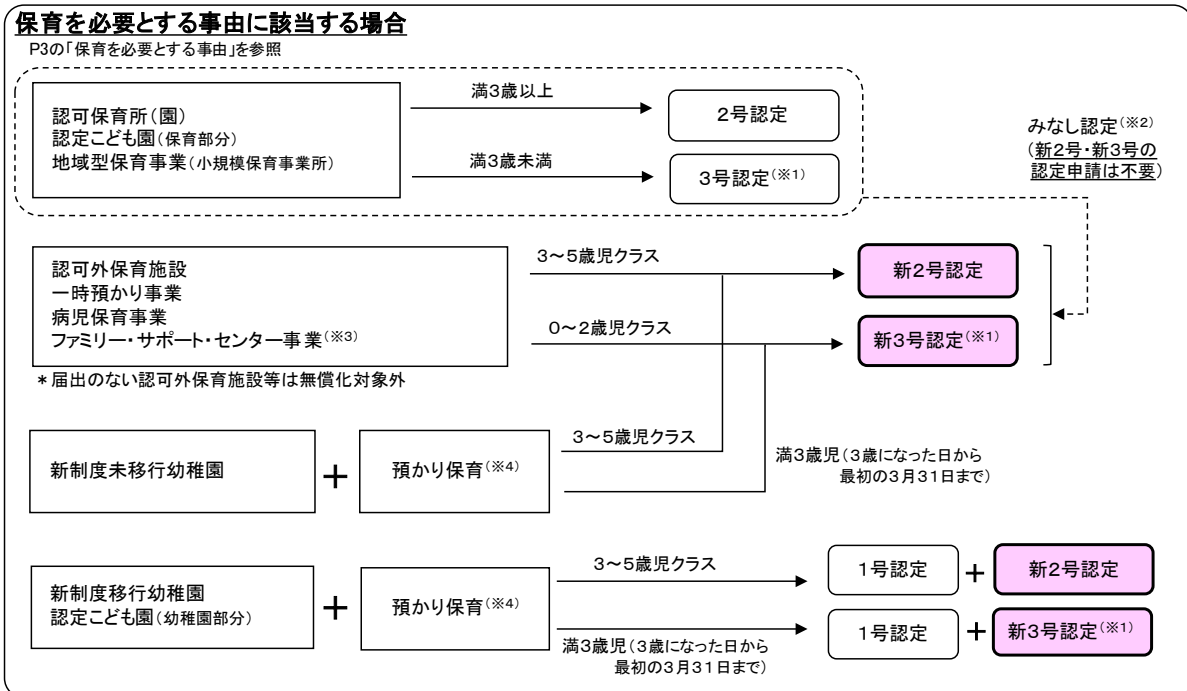
1. 認定について

令和元年10月1日より、幼稚園・認可保育所(園)・認定こども園・認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までの児童及び0歳から2歳までの町民税非課税世帯の児童の利用料が無償化となりました。町から認定を受けて施設・事業を利用することで利用料が無償化(一部上限あり)となりますので、認定を受けていない場合は申請が必要です。※認可外保育施設等の利用や預かり保育事業等については、施設等に利用料を先に支払い、町に対して給付の請求が必要です。(償還払い)

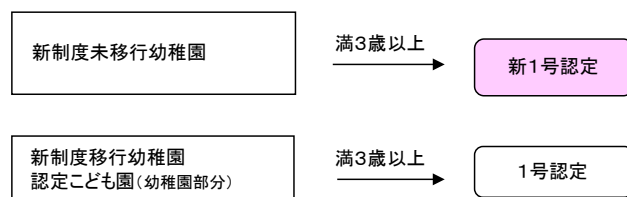
なお、認定を受けても、利用する施設・事業の組み合わせや利用内容によっては、無償化とならない場合がありますのでご注意ください。

(1) 各施設・事業における認定について

【各施設・事業における認定について】



保育を必要とする事由に該当しない場合



※1 3号、新3号認定を受けた0~2歳児クラスに該当する児童は町民税非課税世帯のみ無償化の対象となります

※2 みなし認定

認可保育所等の利用申込みをし、2号または3号認定を受けて入所できていない場合、新2号・新3号の認定申請を行わずに新2号・新3号の認定を受けたものとみなします。(ただし、新3号認定は町民税非課税世帯に限定)

※3 ファミリー・サポート・センター事業

「送迎」のみ利用する場合は無償化の対象外です。

※4 預かり保育

条件によっては、預かり保育に加え認可外保育施設等も無償化の対象となります。

※ 上記のほか、就学前の障害児の発達支援(障害児通園施設)を利用する3~5歳児クラスに係る利用料も無償化されます。

(2) 認定の種類及び区分

利用する施設・事業や児童の年齢、保育の必要性等により、認定が異なります。

教育・保育給付認定		施設等利用給付認定	
1号認定 子ども	満3歳以上の就学前子ども（2号認定子ども以外） 【満3歳児～5歳児クラス】	新1号認定 子ども	満3歳以上の就学前子ども（新2号・新3号認定子ども以外）
2号認定 子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども 【3歳児～5歳児クラス】	新2号認定 子ども	満3歳になって最初の3月31日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定 子ども	0歳6ヵ月から満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども 【0歳児～2歳児クラス】	新3号認定 子ども	0歳6ヵ月から満3歳になって最初の3月31日までの間にある保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（町民税非課税世帯に限る）

○認可保育所（園）、認定こども園、新制度移行幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業所）を利用している場合

すでに1号、2号または3号の認定を受けていることから、認定申請に係る手続きは不要です。

（ただし、1号認定を受けて預かり保育を利用している場合、別途手続きが必要となります。）

○保育を必要とする事由に該当し、幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

認定の申請手続きを行い、新2号または新3号（町民税非課税世帯に限定）の認定を受けることで無償化の対象となります。

- ・新制度移行幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）と預かり保育を利用する場合、1号認定とは別に新2号または新3号の認定申請が必要となります。
- ・新制度未移行幼稚園と預かり保育を利用する場合、新2号または新3号の認定申請が必要となります。（新1号の認定申請は不要です。）
- ・2号または3号認定を受けている児童であって、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該児童に関しては新2号または新3号（町民税非課税世帯に限定）の認定を受けたものとみなします。そのため、新2号または新3号の認定申請を行う必要はありません。
- ・企業主導型保育事業（通常保育）を利用する場合、新2号・新3号の認定申請を行うことはできません。

○新制度未移行幼稚園のみ利用する場合

新1号認定を受けることで無償化の対象となります。園を通して「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の提出が必要となります。

○就学前の障害児の発達支援（障害児通園施設）を利用する場合

3～5歳児クラスに係る利用料が無償化されます。（無償化にあたり新たな手続きは不要です。）

2. 保育の必要性の認定

保育の必要性の認定を受ける場合、次の「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

(1) 保育を必要とする事由

児童と同居する18歳～64歳の家族・親族（住民票上の世帯が異なる場合も含む）が次のいずれかに該当する場合に保育の必要性を認定します。

保育を必要とする事由	保護者の状態
①就労	月64時間以上の労働に常態的に従事していること
②妊娠・出産	母の出産予定日の前8週間である場合または出産後8週間以内の場合
③保護者の疾病・障害	病気や心身の障害により家庭で保育が困難な場合
④看護・介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していることにより家庭で保育が困難な場合
⑤災害復旧	災害等により児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧のため保育できない場合
⑥求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
⑦就学・職業訓練	就学（職業訓練等、保護者が将来就労につながる就学を含む）している場合
⑧虐待やDVの恐れがあること	家庭児童相談及びDV相談を受けている場合
⑨その他	上記に類する状態として町長が認める場合

(2) 認定の有効期限

保育の必要性の認定については、事由により有効期間が異なります。

有効期間が切れると、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

保育を必要とする事由	認定の有効期間
① ③ ④ ⑤ ⑧	お子さんの小学校就学前まで
②	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	有効期間の開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
⑦	保護者の卒業予定日（修了予定日）が属する月の末日まで

【注意事項】

- ・ 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
- ・ 新3号認定は、満3歳を迎えた最初の3月31日までが新3号としての有効期間となります。保育を必要とする事由が継続していれば、町が職権により新2号認定に切り替えます。

(3) 保育を必要とする事由の証明書類

保育の必要性の認定を受ける場合、次の書類の提出が必要です。

同居の家族・親族（住民票上の世帯が別々の場合も含む）に18歳～64歳の方がいる場合は、同居の家族・親族についても、それぞれ提出が必要です。

事由		必要書類の例
①就 労	・ 常勤 ・ パートタイム等	・ 就労証明書（採用予定の場合も含む） ・ 変則勤務の申立書（変則勤務の場合のみ）
	・ 内 職	・ 就労証明書 ・ 内職収入を証明する書類（税の申告書類等の写し）
	・ 自営業 ・ 農 業	・ 就労証明書 ・ 自営を証明する書類（自営収入を証明するもの又は営業許可証、開業届等） ・ 農業を証明する書類（税の申告書類等の写し）
②妊娠、出産		・ 母子健康手帳 （表紙と出産予定日が記載されたページの写し）
③保護者の疾病・障害		・ 申立書 ・ 次の㉠㉡のいずれか ㉠診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ㉡手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
④同居又は長期入院している家族（親族）の看護・介護		・ 申立書 ・ 次の㉢～㉤のいずれか ㉢看護、介護されている方の町所定の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記） ㉣手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） ㉤介護保険被保険者証の写し
⑤災害復旧		・ リ災したことがわかる書類（り災証明書）
⑥求職活動		・ 求職活動状況申立書 ・ 求職中であることが分かる書類 求職カード、雇用保険受給資格者証、失業認定申告書の写し等
⑦就学・職業訓練		・ 在学証明書、受講証明書等の受講時間及び在学期間が確認できる資料
⑧虐待やDVの恐れがあること		・ 虐待やDVの恐れがあることがわかる書類
⑨その他		・ 町が必要と認める書類を提出

※保育の必要性を証明する書類がない場合は、申立書をご利用ください。

3. 新2号・新3号認定の申込方法

特定子ども・子育て支援施設等（幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）を利用する前に認定申請を行うことを基本としています。認定申請を行う場合は、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」にご記入のうえ、申請に必要な書類を添付して、期日までに提出してください。

(1) 申請書類の配布及び受付場所 猪名川町役場こども課

申請書類については、猪名川町ホームページにも掲載しております。

(2) 締切り期日 認定を希望する日の前月10日まで

締切日以降も申込みを受付しますが、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできませんのでご注意ください。認定期間の利用分のみが無償化の対象となります。

不足書類がある場合、認定ができないことがあります。締切り期日に間に合うように申込みしてください。

(3) 申請に必要な書類

次の書類を原則として全て揃えて、締切り期日までに提出してください。

世帯の状況により、必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類
- ③ 世帯の状況を証明する書類 ※該当する世帯のみ
- ④ 所得を証明する書類 令和5年度（令和4年分）所得課税証明書 ※該当する世帯のみ
- ⑤ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 ※該当する場合のみ

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書

申込み児童1人につき1部必要です。

② 保育を必要とする事由を証明する書類

「2.（3）保育を必要とする事由の証明書類」の必要書類を提出してください。

同居している18歳～64歳の方について、それぞれ提出が必要です。

③ 世帯の状況を証明する書類 ※該当する世帯のみ

<ひとり親家庭の人>

母子家庭等福祉金、母子家庭等医療費助成制度、児童扶養手当のうち、いずれも受給していない場合は、戸籍謄本および健康保険証を提出してください。

<在宅障害児（者）のいる家庭の人>

下記のうちいずれかを提出してください。

- ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当証書
- ・障害基礎年金の受給がわかるもの

<生活保護世帯>

生活保護を受給していることがわかる書類を提出してください。（生活保護決定通知書または生活保護受給証明書）

④ 所得を証明する書類 所得課税証明書 ※該当する世帯のみ

新3号認定申請を行う場合で、令和5年1月2日以降に転入してこられた方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村で証明書を取得してください。

非課税の場合でも所得課税証明書を提出してください。（所得等の記載が必要です。）

夫婦のいずれかが片方の配偶者控除を受けている場合は、扶養している方の課税証明書のみご提出ください。

猪名川町へ転入する際、町こども課に、児童手当等の手続きで所得課税証明書を提出している場合は、こども課で複写利用することができますので、窓口にお申し出ください。

【町民税の確認方法】

- ・保護者それぞれの町民税が非課税であるかを確認します。
- ・4月～8月までは前年度分、9月～3月までは当年度分の町民税を確認します。
（例）認定期間が令和6年4月1日～令和6年8月31日に該当する場合
→令和5年度の町民税で判断
認定期間が令和6年9月1日～令和7年3月31日に該当する場合
→令和6年度の町民税で判断
- ・税額控除（寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等）適用前の町民税で判断します。
- ・保護者が祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合は、祖父母等の町民税が非課税であるかを判断します。
- ・ただし、保護者の年収が103万円以上の場合は保護者のみで判断します。（※1）

※1 祖父母等と同居の場合

保護者の年収が合計103万円以上	保護者のみの町民税で判断
保護者の年収が合計103万円未満	家計の最多所得者の町民税+保護者の町民税で判断

世帯分離していても、同居していればこの表を適用します。

保護者の年収には、給与収入のほか、児童手当、児童扶養手当等を収入算定対象とします。

⑤ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 ※該当する場合のみ

認可保育所等の利用申し込みをせず新2号・新3号認定のみ申請する場合、申請書類に利用申し込みを行わなかった理由を添付する必要があります。（ただし、幼稚園の利用者は提出不要です。）

4. 認定通知書の送付について

新2号または新3号の認定申請の結果、子ども・子育て支援法第30条の4第2号または第3号の支給要件に該当する場合、町から「認定通知書」を送付します。施設等利用給付の請求の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。（みなし認定対象者にも認定通知書を送付します。）

5. 認定の内容に変更が生じた場合

次のような変更があった場合は、変更希望月の前月10日までに必ずこども課にお申し出ください。

- 子ども・保護者の氏名、住所
- 世帯員の構成（結婚、離婚、祖父母等の同居）
- 町民税額の変更 等

6. 認定に関する注意事項

(1) 町民税課税状況の確認ができない場合

未申告または所得課税証明書の未提出により課税状況の確認ができない場合、新3号の認定申請を行っても認定を受けることはできません。

(2) 税更正等により町民税非課税世帯となった場合

税更正等により町民税非課税世帯となった場合、みなし認定対象者も含め、新3号認定を受けるためには新たに認定申請を行う必要があります。なお、認定開始日の遡及は行いませんのでご注意ください。

(3) 税更正等により町民税非課税世帯でなくなった場合

税更正等により町民税非課税世帯でなくなった場合、新3号認定の要件に該当しなくなり、認定を取り消すこととなります。

(4) 妊娠・出産の事由で認定された方

出産日（予定日）から起算して8週間を経過する日が属する月の末日までの認定となります。

(5) 求職活動中の方

保育を必要とする事由が「求職活動」で認定された方は認定後90日以内に「就労証明書」の提出が必要です。なお、提出がない場合は、認定有効期間が切れ、保育を必要とする事由がなくなります。

(6) 町外へ転出する場合

町外へ転出の予定がある場合、速やかにこども課までご連絡ください。なお、猪名川町内の認可外保育施設等を継続して利用する場合であっても、転出先の市町村において新たに認定を受ける必要があります。認定申請の手続きは、直接転出先の市町村で行ってください。

また、利用料が転出日までの日割り計算となる場合もございます。

(7) 保育の必要性の確認

保育の必要性については、毎年現況の確認を行います。保育の必要性が確認できない場合や要件を満たしていない場合は、認定を取り消すこととなります。

(8) その他

・提出された書類はお返しできません。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身でコピーをお取りください。



7. 子育てのための施設等利用費の支給について

子育てのための施設等利用費の利用料の支給の対象及び月額上限額は下記のとおりとなります。

	認定こども園・幼稚園		私立幼稚園（新制度未移行園）		認可外保育施設等※
	教育	預かり保育※	教育	預かり保育※	
3～5歳児クラス	1号認定 無償	新2号認定 <u>上限11,300円</u> (日額450円)	新1号認定 新2号認定 <u>上限25,700円</u>	新2号認定 <u>上限11,300円</u> (日額450円)	新2号認定 <u>上限37,000円</u>
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)	1号認定 無償	×	新1号認定 <u>上限25,700円</u>	×	
満3歳児 (市町村町民税非課税世帯)	1号認定 無償	新2号認定 <u>上限16,300円</u> (日額450円)	新1号認定 新3号認定 <u>上限25,700円</u>	新3号認定 <u>上限16,300円</u> (日額450円)	
0～2歳児 (市町村町民税非課税世帯)					新3号認定 <u>上限42,000円</u>

※預かり保育及び認可外保育施設等については、保育の必要性の認定が必要

(1) 教育時間部分の利用料（保育料）について

認定こども園（子どものための教育・保育給付認定1号認定）及び私立幼稚園の教育時間部分の利用料（保育料）については、法定代理受領により町が施設に直接支給をしています。

私立幼稚園の保育料が月額上限額を超える場合は、保護者負担となります。

(2) 新2号認定（新3号認定）の認定こども園及び私立幼稚園の預かり保育事業の利用料について

預かり保育事業については、保護者が園に利用料を先に支払い、3か月ごとに町に償還払いとして、請求を行う必要があります。

預かり保育事業の月額上限額 月 11,300円まで（※日額 450円上限）

利用日数 × 450円 により月あたりの給付基準額を算出し、支給します。

(3) 認可外保育施設等の利用料について

認可外保育施設等については、保護者が園に利用料を先に支払い、3か月ごとに町に償還払いとして、請求を行う必要があります。

認可外保育施設等の月額上限額 月 37,000円まで（新3号認定は月 42,000円まで）

※この冊子に記載している制度等は、令和5年8月作成時点のものです。